

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

委員会の種類	審議事項	委員
1 総務委員会	企画総務部及び営業推進室に所属する職員に係る懲戒事案 (局業務に関する連絡事務及び送迎に使用している公用車及び応急車・作業車の運転並びに乗合自動車による試運転などで発生した運転事故等に関する事案を含む。以下第7項までにおいて同じ。)	委員長 企画総務部長 委員 企画総務部総務課長 企画総務部職員課長 懲戒の対象となった職員の所属が営業推進室の場合は、営業推進室長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
2 自動車業務委員会	自動車部営業課及び自動車部運輸課に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部営業課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
3 自動車運輸	自動車部営業所に所属する職	委員長 自動車部長

委員会	員に係る懲戒事案。ただし、自動車部営業所の整備係に所属する職員に係る懲戒事案及び自動車運輸専門委員会に係る懲戒事案を除く。	委員 自動車部担当部長 自動車部営業課長 自動車部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
4 自動車技術委員会	自動車部技術課、自動車部自動車整備工場及び自動車部営業所の整備係に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部営業課長 自動車部技術課長 自動車部自動車整備工場長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
5 高速委員会	高速鉄道部（高速鉄道部運輸課運転指令区、高速鉄道部運輸事務所、高速鉄道部技術監理課保線区、高速鉄道部車両工場、高速鉄道部電気課電力区及び高速鉄道部電気課電気区を除く。）に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部担当部長 高速鉄道部営業課長 懲戒の対象となった職員の所属が、高速鉄道部技術監理課、高速鉄道部電気課及び高速鉄道部高速車両課の場合は、技術監理課長 労働組合が選任した者 若干人
6 高速運輸委	高速鉄道部運輸課運転指令区	委員長 高速鉄道部長

<p>員会</p>	<p>及び高速鉄道部運輸事務所に所属する職員に係る懲戒事案。ただし、高速運輸専門委員会に係る懲戒事案を除く。</p>	<p>委員 高速鉄道部担当部長 高速鉄道部安全運行管理官 高速鉄道部運輸課長懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人</p>
<p>7 高速技術委員会</p>	<p>高速鉄道部技術監理課保線区、高速鉄道部車両工場、高速鉄道部電気課電力区及び高速鉄道部電気課電気区に所属する職員に係る懲戒事案</p>	<p>委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部担当部長 高速鉄道部技術監理課長 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人</p>

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)